

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の効率性・透明性を向上させ着実な業績を上げつつ、株主の立場に立って企業価値を最大化することが、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけております。

(1) 株主価値の最大化

株主の投資価値を高めるため、社長自らが、経営理念、事業目的、行動規範を明示し、「能力」と「熱意」と「考え方」の優れた企業貢献意欲の高い役職員が一致団結して同じ方向を向いて活動することが、業績向上のために必要不可欠な要素と考えております。

現在、当社は、役職員全員が、会社の経営目標である分譲住宅事業における「顧客満足日本一」と土地有効活用事業における「日本一愛される土地有効活用事業部」の達成を目指して努力しており、今後も継続的に安定した業績を上げられるよう邁進して参ります。

分譲住宅事業では、従来の自由設計の戸建住宅及び分譲マンションの販売を展開し、より一層お客様の個性に適合した住宅を供給するとともに、住宅の引渡し以降もアフターサービスを通じて「フジ住宅で買って良かった、建てて良かった」と言ってもらえる、お客様に顔を向けた責任を負える住まいづくりを目指しております。

また、土地有効活用事業では、自分の親を安心して預けられる、一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる住まいとして、高齢者のニーズに対応するサービスを備えたサービス付き高齢者向け住宅「フジパレスシニア」等、オーナー様、入居者の皆様に愛される賃貸住宅の供給を目指しております。

いずれの事業におきましても、お客様のストレートな声を頂戴し、これを種々の改善につなげております。

(2) 取締役会

経営環境の変化に対応した競争優位性の高い戦略を策定し、スピーディーな意思決定を行うため、取締役会を原則月1回開催し、緊急を要する案件があれば、書面決議による取締役会を開催しております。取締役会は、現在7名(うち社外取締役2名)の取締役で構成されており、取締役会においては、活発な議論が交わされるよう努め、合議制により迅速な意思決定がなされております。

(3) 監査役・監査役会

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されており、監査役は、取締役会及び部門長会議に出席して意見を述べるほか、内部監査部門や監査法人への監査立会いや情報交換などを通じ、取締役の業務執行の妥当性、効率性や内部統制システムの運用状況に対する監査などを幅広く検証するなどの経営監視を実施しております。

(4) 社内の情報開示体制の強化

情報開示の適時性・正確性・公平性を確保するため、「情報開示規程」を制定し、グループ全体の情報開示システムの再構築と標準化を行うとともに、社内の適時開示に関連する意識の向上に取り組んでおります。

「情報開示規程」において、情報取扱責任者をIR室長と定め、適時開示に関する各部署の役割と責任を明確にしております。

また、情報開示に際しては、社内の関連各部署が情報開示の検討と吟味を行ない、各部署が作成した開示資料を相互にチェックすることで、情報収集から開示手続きの適正を確保する仕組みが構築されております。

(5) IR活動の質の向上

株主、投資家の皆様に対し、適時・適切・迅速で分かりやすい情報発信を基本方針とするIR活動に努めております。

具体的には、当社のウェブサイト上での決算短信及び補足資料その他の取引所開示資料の公開、電子公告の掲載、アナリスト・機関投資家向けや一般投資家向けの会社説明会の積極的な開催やIRイベントの参加を通じて、企業内容の積極的な情報開示に努めております。

また、中長期的な会社の方向性を株主及び投資家の皆様に公平に開示するために、経営指標を発表しており、これを当社ウェブサイトのIR欄に掲載しております。また、個人株主の皆様へ会社の経営理念・方針及び経営状況や方向性をより良くご理解いただくために株主通信を分かりやすく作成しています。

なお、当社の決算発表につきましては、決算期日から40日以内と設定し、決算発表の早期化・分散化に努めております。

(6) 内部統制の強化

企業が社会的責任を十分に果たしていくためのコーポレート・ガバナンスを支える重要な仕組みの1つが内部統制であり、この内部統制の強化への取り組みは、経営者自らの責任であるということ認識した上で、企業が社会的責任を十分に果たしていくために最も重要な取り組みの1つであると考えております。このため、具体的な内部統制強化への取り組みとして、平成19年2月より内部統制推進委員会を設置して、定期的な会議での活発な意見交換を実施しております。また、内部統制の4つの目的である

[1]業務の有効性と効率性、[2]財務報告の信頼性、[3]事業活動に関わる法令等の遵守、[4]資産の保全を図るため、内部統制の統制環境に着目した組織・社風を形成しております。

また、さらなるモニタリング(監視活動)の充実を図るため、内部監査室をコンプライアンスやリスク管理を維持・強化するための補完組織であると位置づけ、法律や社内規則に従った業務遂行に対する社内チェックを継続実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4. 議決権の電子行使と招集通知の英訳化】

議決権電子行使プラットフォームについては利用可能としております。

招集通知の英訳については、当社では、海外投資家の比率が低く、現時点では不要と考えておりますが、今後、海外投資家の比率が20%以上に上昇した際には、招集通知の英訳を検討して参ります。
なお、IRにおいては、一部英文でのレポートの作成やホームページにて最低限の英訳ページを作成しております。

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

不動産業において、事業拡大、持続的発展のためには、金融機関との協力関係が不可欠です。
企業価値を向上させるという中長期的な目標のため、金融機関との関係や経済的合理性等を総合的に検証し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。
議決権行使に関しましては、当社は具体的な基準を設けておりません。
中長期的な企業価値向上や、コーポレートガバナンス及び社会的責任の観点から議案ごとに精査し、議決権行使を判断しております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金制度はありません。終身雇用という概念の希薄化により、現在の貢献に対し今報いて欲しいというニーズが高まっていると考え、将来受け取るべき退職金を現給与に上乗せ支給することで、優秀な人材の確保に努めております。

【補充原則4 - 10 - 1 . 任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社であり、独立社外取締役の員数は取締役会の過半数に達していませんが、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しており、公認会計士又は弁護士としての豊富な経験と深い見識を元に、取締役の指名・報酬に関しても適切な関与・助言をいただけているものと考えております。
したがって、現時点で任意の諮問委員会は不要であると考えておりますが、必要に応じて設置を検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社が取締役との利益相反取引を行う場合には、「取締役会規程」に基づき、取締役会にて事前に承認を得ることになっており、取締役会にてその内容及び性質に応じた手続きを実施し、有価証券報告書にて開示しております。
主要株主が当社顧客として取引を行う場合については、取締役会によって監督し、会社に不利益にならない体制としております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)については、ホームページや株主通信等での継続的な公表を行っており、経営戦略や経営計画については中期利益計画の策定・公表をしております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方をコーポレートガバナンス報告書、当社ホームページ等にて開示しております。
- (3) 株主総会決議にて決議された報酬年額(年額240百万円以内、平成26年6月18日開催の第41回定時株主総会にて決議)の範囲内において、取締役の役位や実績等に応じて支給される基本報酬は、取締役会で定めた「役員規程」に基づき、代表取締役が決定しております。業績連動型の株式報酬は、予め定めた目標を達成した場合のみ、取締役会で定めた規則に基づき、株式が付与されます。
- (4) 経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名については、見識・胆識・洞察力に優れ、当社経営理念方針の理解度実践度が高く、会社の各機能と各事業部門を含め全社的に判断ができることを考慮し、検討しております。
また、監査役候補指名については、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点などを確保しながら、総合的に検討しております。
社外取締役・社外監査役候補の指名については、会社法に定める社外性の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、豊富な経験、高い見識を有しているかの観点より総合的に検討しております。
上記方針に基づき、取締役会にて内容を検討・協議の上、決議しております。

(5) (取締役)

【今井光郎】

昭和48年1月22日に当社を創業し、創業以来、代表取締役社長・代表取締役会長を務めております。

【宮脇宣綱】

見識・胆識・洞察力に優れ、当社経営理念方針の理解実践度が高く、会社の各機能と各事業部門を含め全社的に判断ができることから、取締役候補者となりました。

【山田光次郎】

見識・胆識・洞察力に優れ、当社経営理念方針の理解実践度が高く、会社の各機能と各事業部門を含め全社的に判断ができることから、取締役候補者となりました。

【松山陽一】

見識・胆識・洞察力に優れ、当社経営理念方針の理解実践度が高く、会社の各機能と各事業部門を含め全社的に判断ができることから、取締役候補者となりました。

【石本賢一】

見識・胆識・洞察力に優れ、当社経営理念方針の理解実践度が高く、会社の各機能と各事業部門を含め全社的に判断ができることから、取締役候補者となりました。

【岩井伸太郎】

当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動すること、社内経営陣と独立した関係にあること、公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役の職務遂行に必要な十分な知識、経験、能力を有していることから、社外取締役候補者となりました。

【中村慶子】

公認会計士・税理士として培われた豊富な経験及び幅広い見識を有しており、社内経営陣と独立した関係にあります。また、当社にとっては初めての女性役員でもあり、住まいづくりにおいて女性ならではの視点を当社の経営に活かしていただけること、更に、今後当社が進めていく女性の活躍をはじめとするダイバーシティ・マネジメント等に対して貢献していただけるものと判断したことから、社外取締役候補者となりました。

(監査役)

【川出仁】

当社の経理課において決算手続並びに財務諸表の作成等に従事し、また、内部監査室にて室長として内部監査に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査役候補者となりました。

【高谷晋介】

公認会計士として監査の実務に精通しており、監査役監査に必要な十分な知識、経験、能力を有していることから、社外監査役候補者と

しました。

〔原戸稲男〕

弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有し、監査役監査に必要十分な知識、経験、能力を有していることから、社外監査役候補者となりました。

経営陣幹部の解任に関しては、当社は360度人事制度評価を実施しており、取締役においても、上記方針に適した人物かを会社全体からの評価を受ける体制となっております。

取締役会だけでなく、社内全体からの評価により、統治機能の充実を図っております。

〔補充原則4 - 1 - 1. 経営陣に対する委任の範囲とその概要〕

「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。

また、それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

〔原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用〕

取締役7名の内、社外取締役は2名となっております。2名とも公認会計士としての豊富な経験、幅広い知識を有しており、社外取締役として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議につき、有益な助言や適切な監督を行っております。会社をとりまく環境等を総合的に勘案して3分の1以上の社外取締役を選任することが必要と考えた場合は、速やかに選任するようにいたします。

〔原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

会社法に定める社外取締役の要件、及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

〔補充原則4 - 11 - 1. 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方〕

取締役の選任に関しては、当社の経営理念・考え方を理解・実践するとともに、担当事業における経験と高い見識を有していることを基本として、総合的に検討を実施しております。

〔補充原則4 - 11 - 2. 取締役・監査役の兼任状況〕

社外取締役及び社外監査役の他の上場会社を含む重要な兼任状況は、事業報告、株主総会参考書類、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書において、開示しております。

〔補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要〕

毎年、取締役会の実効性評価を匿名のアンケート形式で実施し、その結果を取締役に報告しております。

なお、取締役会の実効性についての分析・評価の結果は以下のとおりです。

・取締役会の開催頻度、各役員の出席状況は適切であり、資料の事前配布など各議案に対する審議も適切に行える運営となっている。

・今後の課題としては、取締役会における議論を深めるために、事前に議案・報告事項について各役員から質問事項を提出し、その質問の回答を取締役会で行う等の改善を行って参ります。

〔補充原則4 - 14 - 2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

取締役・監査役がその役割と責務を十分に果たすことができるよう、就任以降、取締役・監査役としての知識の習得及び役割と責務の理解促進に努めており、外部機関が提供する講習なども含め必要な機会を提供し、その費用を支援しております。社外取締役・社外監査役については、その就任時に加え、就任後も当社の経営理念、事業内容、財務状況、組織などを理解する機会を積極的に提供しております。

〔原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

株主との対話はIR室が担当しており、IR担当役員が統括を行っております。

IR室は、日々、経営企画部、総務部、法務部門、財務部、内部監査室と連携をとっており、必要な情報がIR室に報告される体制となっております。

IR室は、大阪、東京にて個人投資家向け会社説明会、アナリスト・機関投資家向け会社説明会を実施し、その他、決算説明会、

当社ホームページによる情報開示、株主通信を個人投資家の方にも分かりやすい内容にするなどにより、

当社の経営理念や経営方針に関する理解を深めていただけるよう活動しております。

対話において把握された株主の意見・懸念については、取締役や取締役会にフィードバックしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般社団法人今井光郎文化道徳歴史教育研究会	6,083,800	17.24
一般社団法人今井光郎幼児教育会	2,680,000	7.59
フジ住宅取引先持株会	2,086,900	5.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,730,500	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,595,000	4.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社紀陽銀行口)	1,012,000	2.87
フジ住宅従業員持株会	686,500	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託・株式会社池田泉州銀行口)	681,200	1.93
株式会社紀陽銀行	585,900	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	582,700	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社や上場子会社を有していないため、記載内容の省略しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岩井 伸太郎	公認会計士													
中村 慶子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高谷 晋介			公認会計士として監査の実務に精通しており、監査役監査に必要十分な知識、経験、能力を有していることから、社外監査役候補者となりました。 また、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。 当社と高谷氏との間に、資本的関係又は取引等の関係はありません。 また、高谷氏はシークス株式会社の社外取締役ですが、当社とシークス株式会社との間に特別な関係はありません。
原戸 稲男			弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有し、コンプライアンスの観点から当社の監査体制の強化に貢献していただけること、監査役監査に必要十分な知識、経験、能力を有していることから、社外監査役候補者となりました。 また独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。 当社と原戸氏との間に資本的関係又は取引等の関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に対して、当社の持続的な発展と役員報酬の連動性を高めるため、取締役の業績達成に対する意欲をより高めるインセンティブ効果とその成果に報いることを目的とした業績連動型ストック・オプション制度を導入しております。また、社外取締役、監査役や従業員の会社に対する貢献意欲や株主重視主義を念頭に置いた経営参画意識の向上を図るため、ストックオプション制度を導入し、一定のインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者については、取締役だけでなく、監査役、従業員、子会社の従業員を対象としております。企業の価値向上には、グループ企業の全役職員が一致団結して士気を高めることが必要であると認識しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役に区分し、それぞれ年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対して、取締役会開催に先立ち、事前に配布した資料に基づき、担当取締役より付議案件の説明を行っております。
また、社外取締役は、監査役会に出席し、監査役との情報共有をはかっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の通りとなっております。

- (1) 取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけ、運用を行っております。
- (2) 監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行についての監査を行っております。
- (3) 部門長会議は、当社取締役、監査役、部門長等で構成されており、取締役会で決定した経営方針を基に経営を推進するための意思統一を図るとともに、各事業の進捗状況その他業務執行状況の確認を行い、適宜部門長の支援・指導を行っております。
- (4) リスク・コンプライアンス推進委員会は、当社グループ内で発生しうるリスクについて、リスク管理体制を構築・強化するとともに、コンプライアンス体制の構築・維持・管理及び定期・不定期にコンプライアンスのチェック並びに支援・指導を行っております。
- (5) 内部統制推進委員会は、「内部統制報告制度(日本版SOX法)」に対応する内部統制の整備促進を行っております。
- (6) 内部監査室は、監査役・会計監査人等と連携を図りながら、業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性など業務執行部門の監査を通じ、組織横断的に監査を実施しております。
- (7) 公認会計士監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、決算時における監査を受けているほか、経営及び組織的な諸問題について適宜アドバイスを受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名は、以下の通りです。

有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 美馬 和実

有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 高見 勝文

なお、同監査法人は、社員ローテーションに関し、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規程に基づき、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

- (8) 当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任は、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度とするものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役7名のうち、2名が社外取締役、監査役3名のうち、2名が社外監査役であり、証券取引所の定めに基づく独立役員として取締役会をはじめとする重要な会議への出席などにより、独立性の高い立場から意見表明を行っており、取締役の職務遂行の監視機能が十分機能していると認識しております。

なお、社外取締役2名は公認会計士の資格を、社外監査役2名は、それぞれ公認会計士または弁護士の資格を有しており、財務及び会計並びに法律に関する相当程度の知見を有しております。

当社の社外取締役は、客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議につき、有益な助言や適切な監督を行っております。

当社の社外監査役は、取締役の業務執行の有効性及び効率性について独立的かつ公正な立場で適宜に検証を行っており、実効性のある監査を実現しております。また、定期的に代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と情報交換を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の3週間以上前に発送しております。 また、招集通知は早期開示の観点から招集通知の発送前に当社のウェブサイトに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、集中日を避けて開催し、出来るだけ多くの株主の皆様に出席していただき、発言していただける機会を設けております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主に対し、書面による議決権行使のほかに、インターネット等による議決権行使制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	株主総会招集ご通知の発送日前に東京証券取引所及び当社ウェブサイト上に株主総会招集ご通知を掲載しております。 また、スマート招集を導入したことで、招集通知が株主の皆様のパソコンやスマートフォンでも容易に閲覧いただけます。 更に、株主総会開催までの待ち時間を利用して、株主の皆様には会社をより一層知っていただくための資料として、株主総会にて、「フジ住宅が出来た理由」「家族からはじまる物語」「経営理念小冊子」等をお渡ししております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・第2四半期決算発表後に、大阪、東京において「個人投資家向けの会社説明会」を実施しています。また、その際に事業の背景となる経営理念や経営方針を同時に説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・第2四半期決算発表後に、大阪、東京において「アナリスト・機関投資家向けの決算説明会」を実施しています。 また、その際に事業の背景となる経営理念や経営方針を同時に説明しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	実施しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	代表者自身が、経営理念・方針を語っているIRビデオをはじめ、決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、適時開示情報、株主総会招集通知、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動の専門部署として、IR室を設置しており、担当役員は、取締役IR室長の石本賢一であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念・行動指針」とこれをもとにした各種社内規程を制定し、従業員、顧客、取引先、株主、地域社会等のステークホルダーの立場の尊重を規定しております。

「環境美化活動」

地域活動の一環として、本社ビル、東岸和田ビル及びおうち館各店舗の前面道路を含む周辺道路一帯を、毎朝、当社スタッフが清掃しております。

その結果、東岸和田ビルの前面歩道が「アドプト・ロード・土生町2丁目」と大阪府から認定されたほか、当社の道路美化に関する取り組みや地域の清掃活動への貢献が認められ、平成20年8月に大阪府道路協会より「道路功労賞」、平成21年10月に泉佐野市より「環境美化善行者表彰」、平成23年8月に国土交通省より「平成23年度「道路ふれあい月間」における道路愛護団体等の国土交通大臣表彰」を受賞いたしました。

今後も、地域に愛されるきれいな道路づくりや地域の環境美化に取り組んで参ります。

「WFP」

国連唯一の食料支援機関であり飢餓と貧困の撲滅を使命とした世界最大の人道支援機関であるWFP(国連世界食料計画)の支援企業として評議員を務めさせていただくことにより従業員や顧客、その他の株主の方々が、人々の命を救うというWFPのミッションに関与しております。

「アジアチャイルドサポートへの寄付」

取引先よりいただきました中元歳暮等の贈答品を社内オークションで役職員が買い取り、買取代金の全額をアジアの途上国で悲惨な状況下にある子供達や社会的弱者への支援など、国際的な支援活動をしている特定非営利活動法人アジアチャイルドサポートへ寄付を行っております。

「安全ちようちん」

通学時の子供の安全を守るため、LLP全国安全推進協議会がネットワーク活動として行っている「安全ちようちんネットワーク運動」に参加し、犯罪発生時の「初期安全確保」のための地域活動として子供たちや高齢者の大切な生命を守っていく運動を行っております。

「e-taxの推進」

インターネットを利用して確定申告ができるシステム「e-tax」の普及活動を国税局が積極的に行っており、利用率の向上に貢献できると考え、導入しています。

社長自らが率先して行い、全役職員へe-tax利用を推進しています。

「AEDの設置」

当社では本社ビルのほか、おうち館各店にAED(自動体外式除細動器)を設置しており、所轄消防署のご協力のもと、AED設置施設を対象に社員向けの救急講習を行っております。

当社の役職員や来社されるお客様はもちろんのこと、近隣の地域の皆様において不測の事態が発生した際に心肺蘇生の救命処置が施せるような環境整備は、地域社会への小さな社会貢献の1つになると考えております。

「デマンド監視モニターの設置」

CO2を削減して地球温暖化を防止するため、当社は、デマンド監視モニターというシステムを導入しております。デマンド監視モニターには、電気使用量のピーク時がマークで表示されるため、簡単に電気を節約しなければならない時期を視覚的に判断することができ、電気使用量の削減に努め、日々省エネ活動を実施しています。

「がん対策推進企業アクション」

当社は、平成23年9月、国と企業が連携してがん検診受診率50%超を目指す厚生労働省委託事業「がん対策推進企業アクション」の趣旨に賛同し、同事業の推進パートナー企業となりました。

当社では既に、一般的な健康診断に加え、全役職員の血液検査に腫瘍マーカー検査を追加するとともに、40歳以上の全役職員を対象とした大腸がん検診、35歳以上の全役職員を対象とした胃のレントゲン検査、女性役職員を対象とした乳がん検査も追加して実施するなど、がん検診受診による「がんの予防・早期発見」を積極的に推進して参りました。

今後も、「がん対策推進企業アクション」の一員として社会的にもがん検診の大切さを広く啓発して参ります。

「スマート・ライフ・プロジェクトへの参加」

「スマート・ライフ・プロジェクト」とは「健康寿命を延ばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、厚生労働省の国民運動です。

当社ではこの主旨に賛同し、この運動に参加しています。当社の役職員が健康であってこそ企業としての成長、社会貢献が実現できるものと考えております。

「健康経営銘柄2019」選定

当社は平成31年2月21日付で経済産業省が東京証券取引所と共同で選定を行う「健康経営銘柄2019」に選定されました。経営トップが先頭に立ち、すべての社員が健康への意識を高め、心身の健康を維持できるよう枠にとらわれず柔軟性を活かし様々な取り組みを展開していることを評価いただいたものと認識しております。今後も引き続き、社員の健康保持・増進に向けた取り組みを全社一丸で行い、社員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的な取り組みによる企業価値の向上を通じてお客様や株主様、機関投資家の皆様、地域社会の皆様、ひいては国家の繁栄へと繋がり、全てのステークホルダーへの社会的責任を果たすべくこれからも邁進して参ります。

「健康経営優良法人2019大規模法人部門(ホワイト500)」認定

当社は、平成31年2月21日付で経済産業省が日本健康会議と共同で認定を行う「健康経営優良法人2019大規模法人部門(ホワイト500)」に認定されました。

ブラック企業の対極にあるホワイト企業として、今後ますます従業員等の健康管理を経営的な視点で考え健康増進に取り組む企業として長期的な視点から、業績・企業価値の向上を実現して参ります。

「暴力団追放功労表彰」を受賞

平成28年11月10日付で、「近畿管区警察局長・近畿ブロック暴追センター連絡協議会会長連盟表彰」を受賞いたしました。

平成28年11月10日(木)に第25回暴力団追放府民大会が開催され(場所:大阪国際交流センター大ホール)、当社の長年にわたる暴力団・反社会的勢力排除意識の向上と、警察と連携した暴力団排除活動の取り組みが評価され、「近畿管区警察局長・近畿ブロック暴追センター連絡協議会会長連盟表彰」を受賞いたしました。なお当社は、平成26年11月14日(金)にも「大阪暴追センター会長・大阪府警察本部長連名表彰」の表彰を受けており、今回はさらに上位の表彰を受賞することとなりました。

今後も引き続き暴力団・反社会的勢力の排除に貢献して参ります。

「テレワーク先駆者百選 総務大臣賞」受賞

当社は、総務省主催の平成30年度「テレワーク先駆者百選 総務大臣賞」を受賞いたしました。

働き方改革の一環として「テレワーク」を推進することで、当社で働く社員が柔軟な働き方ができる環境づくりを目指しております。まずは社員が仕事上もプライベート上も充実した人生を送ることが大切であると考え、社員が幸せに働ける環境整備に取り組むことにより、業績・企業価値の向上を実現できるものとして職場環境作りを徹底して行っております。

当社は引き続き、投資家の皆様のご期待に応えるべく、企業価値の向上に努めて参ります。

植樹ボランティア「フジ住宅の森」調印

創業45周年記念事業の一環として、和歌山県の「企業の森」事業による、森林保全・管理活動に係る協定の調印式を行いました。

和歌山県日高郡日高川町の2.16haの森林を「フジ住宅の森」と名付け、当社及びフジ住宅グループ社員・家族のボランティアによる植林並びに育林活動を通じて、地域との交流を深め、森林保全を進めております。

当社は「社員のため、社員の家族のため、顧客取引先のため、株主のため、地域社会のため、ひいては国家のために、当社を経営する」という経営理念のもと、木造住宅を供給する会社として、環境保全・地域社会への影響に責任をもった事業活動を行いたいと考えております。

「青色防犯パトロール」

地域防犯活動の一環として、安全で住みよい街づくりへ貢献するため、地域の子供たちの安全を守り、街頭犯罪の撲滅を目指して、当社では「フジ住宅青色防犯パトロール隊」を発足いたしました。

平成31年3月より、地元である岸和田市内の小学校区を中心に、週1回、下校時間帯に当社の社有車でパトロールを行い、企業として地域防犯に取り組んで参ります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社はステークホルダーに対する情報提供を以下の方針に則って実施しています。

- (1)情報の開示に際し、絶対にうそをつかない、隠さないことをモットーとしております。
- (2)客観的なデータを開示することとしております。
- (3)何事も明確に分かりやすく表現するよう努めております。
- (4)業績の良し悪しにかかわらず継続して実施しております。

具体的には、情報開示規程で、すべての株主及び投資家の皆様に対し、適時、正確かつ公平な情報提供をし、金融商品取引法や適時開示規則に沿って、速やかに情報開示を行うことを規定しております。

当社は20年以上前の平成8年から他社に先駆け、当社をご理解いただき長期にわたり、ご支援を賜りたいとの思いで、生の企業情報に触れる機会の少ない株主・投資家向けに会社説明会を積極的に実施して参りました。会社説明会を中心に継続的にIR活動を展開し、説明会で頂戴したご意見やご質問を次のIR活動に生かすなど、株主・投資家とのコミュニケーションを何よりも大切にしております。

平成19年2月には東証上場会社表彰選定委員会から、こうした当社のIR活動の内容や個人株主・投資家拡大に寄与したことを高く評価され、「個人株主拡大」表彰を受けました。

現在、株主・投資家の売買取引はインターネットが中心となっています。当社としても、より多くの株主・投資家にアピールするため、ホームページの充実やメール配信など、インターネットを通じて種々の情報を開示、発信するIR活動を展開しております。また、昨今、スマートフォンが急速に普及していることから、スマートフォンサイトを設置し、スマートフォン利用者へのIR活動も行っており、SNS(Facebook)を用いたIRの開示も行って参ります。

また、IRにおいては一部英文でのレポートの作成や、ホームページ上で英文決算短信の掲載等を行っております。

今後とも業績の向上を図りIR活動を一層推進することで、長期的な株主・投資家の皆様の信頼を頂戴すべく邁進して参ります。

その他

360度人事評価を実施し、公正・公平な人事評価を行っております。男性・女性に係らず、能力・熱意・考え方の優れた方が活躍できる体制となっております。また、産休・育休制度を活用する女性社員・パート社員も多く、社内における女性の活躍促進を確保できております。それにより主要な役職につく女性も増えております。平成28年6月の株主総会では女性の社外取締役が就任しております。

株主、投資家、顧客、取引先、地域社会と適切で調和のとれた経営が、長期的なステークホルダーの利益につながるものと考えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

- 1) 常に全社レベルでの情報共有化や部門内、部門間の報告・連絡・相談の徹底、経営理念・方針の浸透による意思決定と行動の早さ、効率経営を心掛けているため、極めて機能的な組織となっております。
- 2) 経営理念・方針を小冊子にまとめ、全役職員に小冊子の携帯を義務付け、経営理念・方針を完全に理解し実践するよう指導しております。
- 3) 当社は、かねてより社内組織として法務部門を設置し、業務の適正・健全化を図るべくコンプライアンスを重視した経営を心がけておりますが、より一層の強化・徹底を図るべく、平成18年11月15日付で「リスク・コンプライアンス推進委員会」を設置いたしました。
同委員会では、当社グループ内で発生しうるリスクについての分析や、リスクの未然防止策、発生時の対処方法について協議するとともに、各部署から選任されたリスクに関する責任者への指導を通じて、リスク管理体制を構築・強化することを目的としております。
また、コンプライアンス体制を確立し、全役職員への周知・徹底を図り、社内研修等を通じてコンプライアンスの重要性についての啓蒙を行うとともに定期・不定期にコンプライアンス状況のチェックをしております。
- 4) 平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用された「内部統制報告制度(日本版SOX法)」に対応する内部統制の整備促進を目的として、平成19年2月2日付で「内部統制推進委員会」を設置いたしました。同委員会では、財務報告の信頼性に影響を与えることが予想される各部門における業務プロセスについての個別課題の協議や実施スケジュール管理を組織横断的に行っており、「リスク・コンプライアンス推進委員会」と定期的な連絡会を持ちながら相互の情報交換をし、当社グループ内の全役職員に対し、積極的な啓蒙活動を行うことで内部統制への一層の理解と浸透を深めております。
また、内部通報制度を構築し、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備した上で、内部通報先として経営陣から独立した社外取締役と社外監査役による合議体とした窓口を設置しております。さらに「内部通報規程」を制定し、取締役会にて運用状況を監督しております。
- 5) 取締役会及び代表取締役がリスク管理や内部統制システムを整備する責任を負っているとの認識の下、通常の業務執行部門とは独立した内部監査室を社長直属組織として設置しております。内部監査室は、内部統制監査及び経営監査並びに子会社調査により業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性など業務執行部門の監査を通じて、組織横断的に内部統制システムの運用状況を監査するとともに、監査結果のフォローアップを実施し、問題点の解決を図っております。
- 6) 企業は人なりの言葉とあり、経営理念・方針に基づく人材育成と、パートタイマーを含め役職員全員が全員を評価する360度の公平・公正な人事評価・査定による志気の向上を通じて育成された人材を業績向上の原動力としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び当社の子会社(以下、当企業集団という)全体の企業行動憲章を作成し、取締役及び使用人全員への浸透を図る。
 - b. リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会において、コンプライアンスの実践状況等に関する事項等を協議、決定する。
 - c. 各部門にコンプライアンス責任担当者を配置し、宅地建物取引業法、建設業法、その他法令に係るコンプライアンス活動を推進する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 法令・定款及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存、管理を行う。
 - b. 必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役又は監査役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整える。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 代表取締役社長を委員長とし、取締役及び監査役他、その他の必要な人員を構成員とするリスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス、環境、災害、品質管理など、必要に応じてリスク管理の整備・運用上の有効性の評価を行い、問題がある場合には、それぞれの対応部門へ規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布の実施等の是正勧告を行う。
 - b. 新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は代表取締役社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する部門長会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備、運用、取締役に対する必要かつ効果的な研修の実施等を行う。
- 5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当企業集団全体に影響を及ぼす重要な事項については、会議の開催による多面的な検討を経て慎重に決定する仕組みを設ける。
 - b. 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固拒否する方針とする。
また、それぞれの対応部門で不当要求防止責任者を配置し、大阪府企業防衛連合協議会及び大阪府暴力追放推進センターに参画して関連情報を収集するとともに、弁護士や所轄警察署などの外部専門機関との連携を強化し、組織全体で毅然とした姿勢で対応する。
 - c. 当企業集団は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うものとする。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役の指揮命令に服さない専属の者を配置する。
- 7) 6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項
専属の者の人事異動については、監査役は事前の報告を受け、必要場合は理由を付して人事担当取締役に変更の申し入れを行う。
- 8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合には、必要な報告を迅速に行うほか、次の事項を遅滞なく報告するものとする。
なお、監査役会への報告は常勤の監査役への報告をもって行い、その報告を行った取締役及び使用人が当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨の周知徹底を行う。
 - a. 部門長会議で審議・報告された案件。
 - b. 内部監査室が実施した内部監査の結果。
 - c. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき。
- 9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 内部監査室、秘書室、法務部門、総務部、経営企画部、システム室、財務部所属の使用人が補助する。
 - b. 特に内部監査室は、監査役との緊密な連携を保ち、相互に補完する関係を構築する。

c. 監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められるときを除き、会社は速やかに支払うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社の経営理念・行動指針において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度をとり、反社会的勢力に経済的な利益は一切供与しないことを定めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 対応統括部署

反社会的勢力に対しては、担当者、担当部署に一任するのではなく、会社全体として対応することとし、反社会的勢力の関係者と思われるものに金銭その他の経済的利益を提供することを禁止しております。なお、反社会的勢力に対する対応責任者は、総務部責任者とし、法務部門責任者がその補佐を行うこととしております。なお、当社と取引を行う相手先の「反社会的勢力」との関わりについて、原則として、信用調査等により「反社会的勢力」との関わりがないことを確認した上で取引を開始しております。

2) 外部の専門機関との連携状況

当社は、企業に対するあらゆる暴力を排除して、企業防衛を図ることを目的として、「大阪府企業防衛連合協議会」と「大阪府暴力追放推進センター」に加盟しており、同協議会で開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集を行っております。

3) 対応マニュアルの整備状況

「反社会的勢力対策規程」を制定するとともに、反社会的勢力の排除のための大阪府警察本部から発行される「民事介入暴力追放の手引き(企業編)」を入手し、マニュアルとして活用しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制の状況は、以下の通りです。

(1) 情報開示に係る基本姿勢

投資判断に影響する事業活動や重要な意思決定に関する情報を、内容や開示環境の良し悪しに関わらず、関連法規に従い、適時・正確・公平に株主・投資家の皆様へ提供することに努めております。

情報開示の適時性・正確性・公平性を確保するため、「情報開示規程」を制定し、グループ全体の情報開示システムの再構築と標準化を行うとともに、社内の適時開示に関連する意識の向上に取り組んでおります。「情報開示規程」において、情報取扱責任者をIR室長と定め、適時開示に関する各部署の役割と責任を明確にしております。また、情報開示に際しては、社内の関連部署が情報開示の検討と吟味を行い、各部署が作成した開示資料を相互にチェックすることで、情報収集から開示手続きの適正を確保する仕組みが構築されております。

(2) 会社の適時開示に係る社内体制について

1) 情報取扱責任者

すべての会社情報の適時開示は、情報取扱責任者であるIR室長が責任を持って遂行する役割を担っております。

2) 総務部責任者、経営企画部長

総務部責任者は決定事実の管理を行い、経営企画部長は決算情報の管理を行います。東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の開示項目に該当するか否かの判断に迷う場合は、IR室長は、総務部責任者、経営企画部長と三者間で協議を行い、IR室長が情報開示の要否を最終決定します。

3) 各部門の所属長

発生事実について、発生部門の役職員から報告を受けた所属長は、IR室長に速やかに報告を行います。

コーポレートガバナンス組織図

